

令和8年度川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム運営業務委託仕様書

1 目的

本市では、令和2年2月に 2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロを表明するとともに、令和4年3月には「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、脱炭素化に向けた取組を進めている。

脱炭素社会の実現は、行政単独の施策でできるものではなく、あらゆる主体が一丸となって取組を加速化させることが極めて重要であるが、経営資源の限られる中小企業においては、大企業ほど脱炭素化の取組が進んでいないのが現状である。

そこで、市内中小企業の脱炭素経営の取組を地域ぐるみで推進するため、金融機関や支援機関等の多様な主体と連携して「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）を令和5年9月1日付で創設し、中小企業の支援体制の整備及び中小企業の脱炭素経営支援を実施してきた。

令和8年度においても、引き続きコンソーシアムにおける中小企業の支援体制の整備や中小企業の脱炭素経営支援を行うため、コンソーシアムの運営業務委託を実施する。

特に令和8年度は、脱炭素経営を一層促進するため、中小企業に省エネに取り組むことによる経済的なメリットを感じてもらえるよう、各取組を進めていくこととする。

省エネの取組として、省エネルギー診断への取組支援や、企業間でのエネルギー連携の取組支援、さらに、脱炭素に関する技術・サービスをもつ企業や専門人材等が、中小企業の脱炭素経営の課題解決をサポートする仕組みを想定し、中小企業の脱炭素経営の課題解決を促す。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 履行場所

川崎市内 他

4 業務内容

（1）コンソーシアム全体会の運営支援（セミナー運営含む。）

コンソーシアム参画団体が出席する全体会の運営支援を行う。

全体会は、参画団体間の情報共有、意見交換、今後の活動方針の確認等を行う場とし、年2回（第1回：令和8年8月中下旬以降、9月頃までに開催予定、第2回：令和9年3月頃開催予定）開催する。全体会においては、参画団体の職員等が脱炭素経営支援に関する知識を習得できる内容のセミナー（1時間程度）を開催する予定。

運営支援の具体的な内容は次のとおり。

ア 事前準備

- ・セミナーの企画提案を行い、講師案を提示する。
(企画内容、講師については委託者と協議のうえで決定する。)
講師決定後、セミナーへの出席について講師に依頼・調整する。
- ・全体会に使用する各種資料（チラシ・配布資料・進行概要・レイアウト図等）の作成・印刷等を行う。
- ・会場使用料、講師謝礼に係る経費については、受託者の負担とする。
- ・全体会の企画（セミナーを除く）、参画団体の出欠確認については、委託者である川崎市が行う。

イ 当日の運営

- ・会議当日の運営（セミナー運営含む）を支援し、円滑な進行を確保する。

ウ 事後対応

- ・全体会における出席者の発言やアンケートをとりまとめて、委託者に提供する。

（2）コンソーシアム幹事会の運営支援

コンソーシアムにおける市内中小企業向けの支援メニューや支援体制、活動方針等について協議するため、川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム規約に定める幹事会（コンソーシアム参画団体のうち、本市を含めた6者で構成）を3回程度開催し、事前及び当日の運営支援を行う。

なお、幹事会を3回開催する場合の想定スケジュールは次のとおり。（実際の開催時期については、委託者と協議のうえ決定する。）

第1回：令和8年 7月

第2回：令和8年 11月

第3回：令和9年 2月

幹事会の開催にあたっては、次の点を踏まえて実施するものとする。

ア 事前準備

- ・幹事会の運営に使用する各種資料（進行概要等）の作成・印刷等を行う。
- ・幹事会の企画、参画団体の出欠確認については、委託者である川崎市が行う。
- ・会場の確保については、受託者と委託者で協議のうえで決定する。

イ 当日の運営

- ・会議当日の運営を支援し、円滑な進行を確保する。

ウ 事後対応

- ・幹事会における出席者の発言やアンケート等をとりまとめて、委託者に提供する。

（3）中小企業向け省エネ支援ツールの作成

中小企業向け省エネ支援ツールを作成する。本ツールは次の要素を満たすものとする。

- ・中小企業が省エネに取り組むことによる金銭的メリットを実感し、意欲的に省エネに

取り組めることを目的とする。

- ・ツールの形式は原則として Excel とする。

(4) サプライチェーンの実態把握等

プライム市場に上場している企業に対して Scope 3 を含めた気候関連情報の開示義務化が開始される等、中小企業を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、サプライチェーン全体での脱炭素化推進に向けた行政支援のあり方の検討に向けて、市内に本店又は事業所の存在する大企業等を対象に、中小企業の支援策につなげるため、サプライチェーンの現状や実態を把握する。

(5) 川崎国際環境技術展におけるセミナーの運営

令和8年11月にカルッツかわさきにおいて開催が想定される川崎国際環境技術展において、セミナーを開催する。開催にあたっては、次の点を踏まえて開催する。

- ・セミナーの開催にあたっては、セミナー内容の企画、講師との調整や資料準備も受託者が行うものとする。資料準備にあたっては、必要な情報収集等の調査や情報の整理を適宜行うこと。また、必要に応じて、資料の印刷等も受託者が行うものとする。
- ・セミナーは50分時間程度とし、川崎国際環境技術展に来場した中小企業や、中小企業を支援する支援機関の職員等が脱炭素経営支援に関する知識を習得できる内容とする。
- ・セミナーは川崎国際環境技術展の会場内ステージで実施するため、受託者による会場確保は不要。

(6) 中小企業の脱炭素経営支援策等の検討

中小企業が脱炭素経営に取り組む動機づけとなる取組や支援策の方向性を検討する。

検討にあたっては、コンソーシアムが令和8年度に次の取組を進める方針であることを踏まえて実施するものとする。

- ・中小企業の省エネルギー診断への取組支援
- ・中小企業間でのエネルギー融通の取組促進
- ・脱炭素に関する技術・サービスをもつ企業や専門人材等が、コンソーシアムの枠組みの中で中小企業の脱炭素経営の課題解決をサポートする仕組みの構築

(7) コンソーシアムポータルサイトの設計業務

コンソーシアムのポータルサイトについて、次の事項を踏まえて設計業務を行う。

ア ポータルサイトの目的

コンソーシアム及び中小企業の脱炭素経営支援に関する情報を提供する。

イ ポータルサイトの想定利用者

市内企業（特に中小企業）、中小企業の脱炭素経営を支援する金融機関・支援機関
ウ 実施内容

- ・既存のホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158136.html>)
の内容を体系的に整理したうえで、必要なコンテンツを加えて整理し直し、サイト

マップ（構成図）を作成する。また、各コンテンツの概要を作成する。

- ・ポータルサイトの作成・運営自体は本業務に含まない。

（8）報告書の作成

上記（1）から（7）までの業務について取りまとめ、本市へ報告書として提出する。

提出物は電子データとし、編集可能な形式による元データ及び PDF 形式にて提出すること。

5 その他留意すべき事項

- （1）当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- （2）本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は、本市に帰属する。
- （3）本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項は、その都度協議して決定する。

【参考1】

川崎市脱炭素経営支援コンソーシアムの概要については、本市ホームページ（下記URL）や川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム規約を参考とすること。

●川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158136.html>

「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」認定制度や「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」については、次の本市ホームページ（下記URL）を参考とすること。

●川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000173579.html>

●中小規模事業者用脱炭素化取組計画書制度について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158821.html>